今金町議会政務活動費の交付に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、今金町議会政務活動費の交付に関する条例（平成３０年今金町条例第２４号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費の交付申請）

第２条　条例第５条第１項、第２項及び第３項に定める様式は、別記様式第１号及び別記様式第２号によるものとする。

（政務活動費の交付決定）

第３条　条例第６条第１項に定める様式は、別記様式第３号によるものとする。

（政務活動費の請求）

第４条　条例第７条第１項に定める様式は、別記様式第４号によるものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第５条　議長は、条例第８条第１項及び第２項の規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第５号により町長に送付するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第６条　議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

今金町長　　様

今金町議会議員　　㊞

政務活動費交付申請書

今金町議会政務活動費の交付に関する条例第５条第１項（第２項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額（　　年度分）　　円

ただし、　　年　　月　～　　年　　月分

別記様式第２号（第２条関係）

年　　月　　日

今金町長　　様

今金町議会議員　　㊞

政務活動費変更交付申請書

今金町議会政務活動費の交付に関する条例第５条第３項の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

１　変更交付申請額（　　年度分）　　円

ただし、　　年　　月　～　　年　　月分

２　変更内容

別記様式第３号（第３条関係）

年　　月　　日

今金町議会議員

様

今金町長　　印

政務活動費（変更）交付決定通知書

今金町議会政務活動費の交付に関する条例第６条第１項の規定により、下記のとおり政務活動費（の変更）を決定したので通知します。

記

１　変更交付申請額（　　年度分）　　円

ただし、　　年　　月　～　　年　　月分

別記様式第４号（第４条関係）

年　　月　　日

今金町長　　様

今金町議会議員　　㊞

政務活動費請求書

今金町議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

１　請求額（　　年度分）　　円

ただし、　　年　　月　～　　年　　月分

別記様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

今金町長　　様

今金町議会議長　　印

政務活動費収支報告書（写）の送付について

今金町議会政務活動費の交付に関する規則第５条の規定により、　　年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。